

＝研修・講習会＝

第140期技術講習所受講生募集のご案内について

1. 募集種目

二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種目	募集人員数
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

(受講希望人員10人未満の場合は、開講しない場合があります。)

3. 受講申込み

① 申込期間 8月15日(月)～9月16日(金)

② 受講申込み方法 受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合、受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
二級ガソリン	会員	62,300	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。(二級ガソリンについて材料代も含みます。)
	会員外	88,500	
三級ガソリン	会員	59,800	
	会員外	86,000	

5. 講習日程予定

講習日程表は概ね下記の曜日を計画していますが、決定した講習日程表は受講者へ開講式の日にお渡しします。

① 二級ガソリン 原則 水、金曜日の20日間を予定(土曜日1日含む)

② 三級ガソリン 原則 水、金曜日の20日間を予定

③ 講習時間 9:10～15:50 (1日6時限)

④ 開講式・全課程

10月11日(火)

受付8:30～8:45、開講式9:00

開講式終了後、講習を実施。

修了式(予定) 令和4年3月上旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

7. 受講修了特典として各科目の検定実技試験が免除されます！

検定実技試験免除は、各科講習修了日より2年間を超えると無効になりますので、この期間内で登録学科試験を受験、合格した後、全部免除申請として国に申請し整備士資格を受けて頂くこととなります。

詳細は整備振興会、教育課までお問い合わせ下さい。

8. その他

①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。

②受講者は、白色作業服（工場等のロゴが無いもの）実習時は安全靴を着用して下さい。

③デジタルサーキットテスタを用意して下さい。

（10A程度の電流が測定できるもので、アナログタイプ、及びポケット型は不可とします）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています（価格変動あり）

		金額
☆白色作業服	S～L、XL	4,070円
	4L	4,650円
☆デジタルサーキットテスタ (Kaise KU-2600)		7,330円

電気自動車等の整備業務に係る特別教育講習会の実施について

安全衛生教育第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4項の2号

安全衛生特別教育規定 第6条の2に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ

対地電圧が50Vを超える蓄電池を有する電気自動車等において点検・整備を行うには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

※『低圧電気取扱特別講習会』を受講済みの方は改めて受講する必要はありません。

当講習会を積極的に受講し、法令遵守の徹底に努めて下さい。

- ◇ 受付期間 8月31日（水）まで
- ◇ 講習日時 9月30日（金）9：00～16：00 （受付8：30～）
- ◇ 受講資格 自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士を除く）
- ◇ 講習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師 技術講習所講師
- ◇ 講習内容 (講習内容をご確認の上、お申込み下さい)
- ・ 低圧の電気装置に関する基礎知識 学科 【2.5時間】
 - ・ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 学科 【0.5時間】
 - ・ 自動車の整備作業の方法 学科 【1.0時間】
 - ・ 関係法令 学科 【1.0時間】
 - ・ 安衛則第36条第4号の二の自動車の整備作業の方法 実習 【1.0時間】
- ◇ 持ち物 筆記用具、電卓
- ◇ 定員 30名
- ◇ 受講料 6,500円（テキスト代含む）
- ◇ 申込方法 申込書に記入し振興会・教育課までお申し込み下さい。

ご注意（注）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和元年8月8日基発0808第1号）にて、業務に必要な教育又は研修の受講歴などから低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められる自動車整備士（自動車タイヤ整備士及び自動車車体整備士は除く）は、「低圧の電気に関する基礎知識」【1時間】の項目を省略することができる。

以上の省令を基に短縮講習として実施しますので自動車整備士（自動車タイヤ整備士及び自動車車体整備士は除く）資格を取得されている方が受講対象となります。

電気自動車等の整備業務に係る特別教育

認証番号	8 -	事業場名			
(ふりがな) 受講者名			生年 月日	昭和 平成	年 月 日
整備士の 種類	例) 二級ガソリン自動車整備士	証書 番号	例) 関東二か第123456号	合格 年月日	例) 平成30年12月10日

※整備士資格をお持ちの方は、申込時合格証書又は整備士手帳を提出して下さい。

自動車検査員研修の実施について

標記研修を次のとおり開催しております。該当者は、受講漏れのないようお願いします。
研修対象者は、次の方々です。

①自動車検査員として選任されている者全員

②自動車検査員有資格者（自動車検査員に選任予定の者等）

※**3年以上**自動車検査員として選任されていなかった者を選任する場合は、
直近の自動車検査員の研修を受講していることが必要となります。

◇ 研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇ 研修日

研修日		教習修了番号
7月27日(水)	午前	1~30000号
	午後	30001~41799号
7月28日(木)	午前	41800~51499号
	午後	51500~59999号
8月29日(月)	午前	60000~64999号
	午後	65000~70499号
8月30日(火)	午前	70500~73999号
	午後	74000~77999号
8月31日(水)	午前	78000~81699号
	午後	81700号以降の者

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受講人数を制限しておりますので
必ず指定日に受講をお願いします。

◇ 研修時間 【午前の部】 受付 8:30~9:00 研修 9:00~12:00
【午後の部】 受付 13:00~13:30 研修 13:30~16:30

◇ 研修費用 3,000円（テキスト代含む）

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

① 受講時に**マスクの着用**をお願いします。

② 会場に入るときは、**設置してある消毒液で消毒**をお願いします。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。

なお、今年度より約3か月に一度の開催となりますので、各事業場において下記予定表をご確認の上、受講されますようお願いします。

また、講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じて、お知らせします。

◇ 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
9月29日（木）	8月29日（月）～ 9月 9日（金）
12月14日（水）	11月14日（月）～11月25日（金）
令和5年3月16日（木）	2月13日（月）～ 2月24日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい（FAX等で申込はできません）。

◇ 時間割

	受付時間	講習時間
実習	9：00～9：30	9：30～12：30
学科	13：30～14：00	14：00～15：00
試問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表		16：00～

◇ 会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇ 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官

山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

◇ 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
---------------	--

学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

◇ 定 員 実習 25名 学科及び試問 50名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

◇ 受 講 料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

◇ 申請書類 (1) 受講申請書 1枚
(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

- (3) 写真2枚 (縦4cm、横3cm)
- (4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
- (5) 実習受講済みの方は、実習受講証
- (6) 実習を受講する方は、実習申込書
- (7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳 (学科 (検査員研修等) を受講済みであることを証明するため)

◇ 持 ち 物 (1) 筆記用具 (鉛筆又はシャープペンシル)
(2) 消しゴム
(3) マーカーペン
(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』